



## 健康・福祉



### 救急医療情報キットを備えましょう

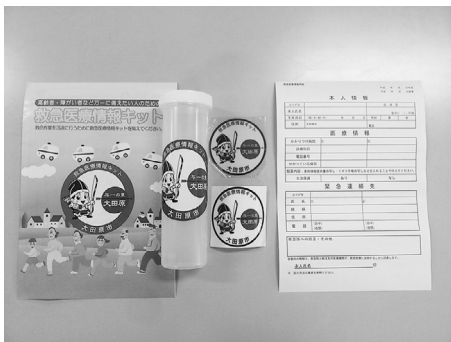
高齢の方や障害のある方に対し、救急車を呼んだ時などに必要な医療情報を保管するための「救急医療情報キット」を配付しています。緊急時の迅速かつ適切な医療活動に役立ちます。

▼対象：本市にお住まいで次のいずれかにあてはまる方  
▼65歳以上のひとり暮らしの方（日中ひとりになる方も含む）  
▼65歳以上の高齢者のみの世帯（日中高齢者のみになる世帯も含む）  
▼身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方

●**キットに含まれるもの**：筒形の保管容器、救急医療情報用紙（緊急連絡先・かかりつけ医・緊急時の対応方法など記載）・マグネット・シール

●**費用**：無料  
●**申請方法**：申請書兼同意書を下記へ提出

●**申請窓口**：高齢者幸福課、湯津上支所、黒羽支所、須賀川出張所、両郷出張所、大田原市社会福祉協議会（代理申請も可能ですが、申請者本人の押印が必要です。）



問申 高齢者幸福課 本3階  
TEL (23) 8740

### 第十一回特別弔慰金

特別弔慰金とは、今日の日本の平和と繁栄の礎となった戦没者等に、国として改めて弔慰の意を表するため、戦没者等のご遺族に記名国債を支給するものです。

●**支給対象者**

戦没者等の死亡当時のご遺族で、令和2年4月1日（基準日）において恩給法による公務扶助料や戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金などを受ける方（戦没者等の妻や父母等）がない場合に、法律で決められた支給順位の先順位者1名に支給されます。

- 1 弔慰金の受給権者
- 2 戦没者等の子
- 3 戦没者等の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹

※戦没者等の死亡当時、生計を有していたなどの要件を満たしているかどうかにより、順位が入れ替わります。  
4 右記1から3以外の戦没者等の三親等内の親族（甥、姪など）

※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限りです。  
●**支給内容**：額面25万円（5年償還の記名国債）

●**請求期限**：令和5年3月31日まで

問申 福祉課 本3階  
TEL (23) 8707

### 旧優生保護法による優生手術を受けた方へ

一時金を支給します。

●**対象者**：次の①または②に該当する方で、現在、生存している方

- ①昭和23年9月11日から平成8年9月25日までの間に、旧優生保護法に基づき優生手術を受けた方（母体保護のみを理由として手術を受けた方は除く）
- ②①のほか、同じ期間に生殖を不能にする手術または放射線の照射を受けた方（母体保護や疾病の治療を目的とするなど、優生思想に基づくものでないことが明らかかな手術などを受けた方を除く）

※対象とならない場合もありますので、詳細はお問い合わせください。

●**金額**：320万円（一律）  
●**請求手続**：下記へ提出（郵送による提出も可）

※請求書や添付書類（診断書・領収書）の様式は、厚生労働省のホームページに掲載しているほか、県のホームページや窓口などでも入手

問申 福祉課 本3階  
TEL (23) 8707

### 生きがいづくり講座作品展

令和2年度高齢者生きがいづくり講座受講生の皆さんの作品を展示します。ご来場の際は、検温・消毒などにご協力ください。

●**日時**：12月12日①・13日②  
午前9時～午後3時

●**場所**：那須与一伝承館多目的ホール（入場無料）

●**出品講座**

- ▼工房わかくさ：陶芸、竹工芸、レザークラフト
- ▼佐良土多目的交流センター：陶芸
- ▼黒羽希望の家：陶芸

問申 高齢者幸福課 本3階  
TEL (23) 8740

**本** 本庁舎（新庁舎）

**湯** 湯津上庁舎

**黒** 黒羽庁舎

**生** 生涯学習センター

**体** 県立県北体育館

**障がい者(児)の作品展示会**

市内の障害福祉サービス事業所を利用しての方が制作した作品を市役所内に展示しますので、ぜひご覧ください。

●期間：12月1日②～24日④  
(土④祝を除く)

●場所：市役所本庁舎8階展望ロビー(北側)

●費用：無料



※写真は、過去に展示したものに なります。

問 福祉課 本3階  
TEL (23) 8954

**チャレンジスポーツジム事業終了のお知らせ**

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、今年度の募集を中止します。なお、広報おわたわら5月号でお知らせしたとおり、令和2年度をもって、チャレンジスポーツジム事業は終了となります。

問 高齢者幸福課 本3階

TEL (23) 8917

**税**



**e-Tax用のID・パスワード発行会を行います**

来年2月～3月にかけて税務署や市では、例年通り申告相談を行う予定ですが、新型コロナウイルス感染症拡大防止策の一環として、確定申告の際に申告会場に出向かなくとも済むよう、ご自分のパソコンやスマートフォンから申告ができる「e-Tax」のご利用を推奨します。ID・パスワードを取得することで、マイナンバーカードやICカードリーダーをお持ち

でなくてもe-Taxを利用して申告書を提出できます。取得には税務署職員による本人確認が必要となるため、次の日程で出張発行会を開催します。お手続きは、約5分で終了します。来年の確定申告では、感染防止の観点からも、ぜひご自宅からe-Taxをご利用ください。

●日時：11月17日④  
午前10時～午後4時

●場所：市役所本庁舎1階102会議室

●必要なもの：運転免許証などの顔写真付きの本人確認書類(本人来場が必須です。代理申請はできません。)

※上記日程以外でも、左記で平日午前9時～午後5時までの間でID・パスワードの発行が可能です。

問 大田原税務署個人課税部門  
TEL (22) 3115(代表)

**「税を考える週間」  
くらしを支える税**

国税庁では、毎年11月11日～17日を「税を考える週間」と定め、広報・広聴活動を行っ

ています。「税を考える週間」期間中、大田原税務署では次の行事を予定しています。

**「税についての作文」**

優秀作品展示(パネル展示)

●期間：11月11日④～17日④

●場所：大田原税務署、大田原県税事務所、大田原市役所、管内の金融機関ほか

問 大田原税務署

TEL (22) 3115(代表)

※自動音声案内の後【2】を押してください。

**農耕作業用トラレラ(けん引式農耕作業機)にナンバー登録が必要になります**

道路運送車両法施行規則の改正により、けん引式農耕作業機の公道走行が可能になりました。これに伴い、これまで償却資産として固定資産税の課税対象であった農耕作業用トラレラが、小型特殊自動車として軽自動車税(種別割)の課税対象となりました。

該当する農耕作業用トラレラをお持ちの方は、ナンバー登録が必要になりましたので、下記で申告し、ナンバー

の交付を受けてください。なお、公道走行には、保安基準など一定の要件を満たす必要があります。詳細は、農林水産省ホームページをご確認ください。

**課税対象となる農耕作業用トラレラの判断基準**

小型特殊自動車である農耕トラクタのみによりけん引され、農地における肥料・薬剤などの散布、耕うん、収穫などの農耕作業や農耕機械などの運搬作業を行うために必要な構造を有するけん引車。

**農耕作業用トラレラの例**

- ▼運搬用トラレラ▼マニユアスプレッダ(堆肥散布機)
- ▼スプレーヤ(薬剤散布機)
- ▼ロールベアラーなど

**申告に必要なもの**

- ▼軽自動車税(種別割)申告書兼標識交付申請書▼販売証明書または譲渡証明書▼けん引車であることがわかる写真またはカタログ▼所有者の印鑑▼届出者の印鑑、本人確認書類(運転免許証、個人番号カードなど)
- 問 申請 税務課 本2階  
TEL (23) 8785